

お知らせ  
介護保険要介護認定者の所得控除について

①おむつ代の医療費控除  
確定申告の際、おむつ代の医療費控除を受ける場合は、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。ただし「介護保険法」による要介護認定を受けておむつを使用されている方で、次のすべての要件を満たす場合には、証明書に代えて大里広域市町村圏組合が発行する「おむつ使用確認書」でも医療費控除の対象と認められます。

○要介護認定有効期間が令和5年中にあること  
○要介護認定のための主治医意見書で寝たきり状態にあり、尿失禁の発生可能性が確認できること  
○おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降であること(初めてのの方は医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です)

②障害者控除

65歳以上令和5年12月31日現在の要介護3〜5の方、またはその方を扶養している親族の方は、障害者控除の適用を受けることができます。福祉課で発行する「障害者控除対象者認定書」を確定申告の際にご持参ください。

申請時に持参するもの①、②共に被保険者証等本人確認ができるもの、印鑑(朱肉をつけて押すもの)  
※申請から交付(発送)まで約1週間かかります。確定申告に必要な場合は早めの申請をお願いします。

問 ①大里広域市町村圏組合介護保険課  
☎501・1330  
大里広域寄居介護保険事務所  
(福祉課内)☎内線123・124  
②福祉課☎内線123・124

お知らせ  
深谷大里看護専門学校から出願等に関するお知らせ

一般入試・社会人入試の出願受付  
受付期間/1月17日(水)まで  
受験日/1月27日(土)  
問 深谷大里看護専門学校☎587・1370(へ電話、または同校ホームページからお問い合わせください。  
2年課程通信制・学校説明会  
受付期間/3月1日(金)まで  
※個別相談随時受付中!  
問 深谷大里看護専門学校2年課程通信制☎501・2730(へお問い合わせください。

お知らせ  
開催します! 就職支援セミナー

日 1月30日(火)午後2時〜3時30分  
場 役場6階会議室  
対 就職を希望する方  
定 20人(申込順)  
内 「失敗しない面接のために」をテーマにセミナーを行います。  
費 無料  
問 事前に、よりいじョブセンター(☎586・1331)へ。

お知らせ  
労働保険料 納期のお知らせ

労働保険料(労災保険・雇用保険)の第3期分の納期限は1月31日(水)です。納付書は、納期限の10日前ごろに該当事業所へ郵送します。  
また、保険料納付には口座振替が便利です。口座振替の申し込み手続きについては厚生労働省、または埼玉労働局のホームページをご覧ください。  
問 埼玉労働局労働保険徴収課  
☎048・600・6203(

お知らせ  
熊谷税務署から確定申告のお知らせ

確定申告には、ご自宅からスマートフォン・パソコンでご利用いただけるe-Tax・スマホ申告が大変便利です。マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカード読取対応のスマートフォン、またはICカードリーダーライタを使用して、24時間いつでもどこでもe-Taxを利用して申告書を提出できます。  
ぜひ国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を用いて、ご自宅からe-Taxをご利用ください。



確定申告書等作成コーナー

確定申告などに関すること

国税庁ホームページ「確定申告特集」をご利用ください。  
e-Tax:作成コーナーの操作等に関すること  
☎0570・01・5901

受付 月〜金曜日(祝日等および12月29日〜1月3日を除く)

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を開設します

確定申告会場では、スマホ申告を基本とした相談体制をとっています。また、確定申告会場の入場には、次の方法により発行される入場整理券が必要です。  
①国税庁LINE公式アカウントによる事前発行

②各会場当日配付(配付状況により、相談受付を終了する場合があります)

お知らせ  
開催します! 上級救命講習会

日 2月24日(土)午前8時30分〜午後5時30分  
場 深谷市消防本部(深谷市上敷858)  
対 町内または深谷市内に在住・在勤・在学の中学生以上の方  
※18歳未満の方は保護者の同意が必要です。  
定 30人(申し込み多数の場合は抽選)  
内 全年齢対象の心肺蘇生法や応急手当、体位管理、搬送法等を行います。  
費 無料

他 受付時に抽選番号をお伝えします。抽選結果は2月15日(木)に深谷市ホームページへ掲載します。  
申 問 2月1日(木)〜8日(木)に、深谷市消防本部警防課☎571・0914(へ。

お知らせ  
書き損じハガキを集めています!

寄居地方ユネスコ協会では「世界寺子屋運動」の支援を目的として、書き損じた未投函のハガキや未使用の切手等を集めています。国や地域によっては、書き損じハガキ14枚で、子どもがひと月学校へ通うことができます。皆さんのご協力をお願いいたします。  
日 3月29日(金)まで  
※回収ボックスは役場総合案内、生涯学習課、中央公民館に設置しています。  
問 寄居地方ユネスコ協会事務局・河田次郎さん☎582・3329(

で、①の「事前発行」がおすすです。必要書類に不足があった場合は、確定申告ができません。事前に国税庁ホームページなどで必要書類をご確認のうえお越しください。

※マイナンバーカードを利用して申告する場合は、パスワード(①数字4桁および②英数字6〜16文字)が分かるようにしてお越しください。



国税庁LINE公式アカウント

日 2月16日(金)〜3月15日(金)  
※土・日曜日、祝日を除く  
(2月25日(日)は開場)

相談受付 午前8時30分〜午後4時  
相談開始 午前9時  
※午後4時前であっても、相談受付を終了する場合があります。

問 熊谷税務署(熊谷市仲町41)  
熊谷税務署☎521・2905(

お知らせ  
実施します! 税理士による確定申告無料相談

日 2月1日(木)〜15日(木)  
※土・日曜日、祝日を除く  
対 ①給与所得者および年金受給者で、収入金額が600万円以下の方、②医療費控除を受けようとしている方、③年の途中で退職または就職等により年末調整を受けていない方  
費 無料

申 問 事前に、関東信越税理士会熊谷支部☎521・3312(、またはお近くの税理士事務所へ(相談の希望日をご連絡ください)。

お知らせ  
“ご存じですか” 保護司の活動

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直り等を地域で支える民間のボランティアです。「保護司法」に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員とされていますが、給与は支給されません。

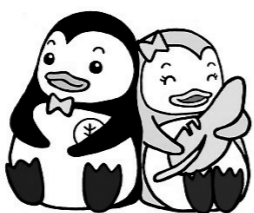
保護司の役割として中心となるのが「保護観察」です。①家庭裁判所で保護観察になった少年 ②少年院を仮退院になった少年 ③刑務所を仮釈放になった者 ④裁判で保護観察付き執行猶予になった者と、一定期間、月に2、3回行って面接を重ね、更生のための指導や助言等を行っています。また、犯罪や非行をした人が刑務所や少年院から社会復帰をしたとき、スムーズに社会生活ができるよう引受先の家庭環境や就業先の確認等を行う「生活環境調整」という役割もあります。

さらに、立ち直りを決意した人を社会で受け入れていくことや、再犯を生み出さない地域づくりを目指し、法務省が提唱する「社会を明るくする運動」の啓発活動にも積極的に取り組んでいます。例えば、街頭啓発や講演会、昨年度からは公立中学校で「あいさつ運動」を実施しています。

現在、深谷地区(深谷市・寄居町)では、49人(定数53人)の保護司が活動しています。保護観察の件数は横ばいの傾向にあります。令和5年10月1日現在で38件、生活環境調整は29件です。こうした罪を犯してしまった人たちに、よりよい処遇を

広告

随時情報発信中!  
寄居町公式SNS  
Facebook Instagram X  
QR codes for each platform.



更生ペンギンのホゴちゃん、サラちゃん「幸福(しあわせ)の黄色い羽根」は、犯罪のない幸福で明るい社会を願うンボルです。

深谷市人権政策課  
☎574・6643(